平成２７年（フ）第４５１号
兵庫県姫路市飾磨区構２丁目37番地２
債務者　網島　章雄
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２７年（フ）第７９５号
広島市南区皆実町５丁目12番20―202号　坂本ビル
債務者　村上　真康
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第８１４号
広島市西区鈴が峰町29番５―302号
債務者　髙山　祐子
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第１６４１号
福岡県粕屋郡久山町大字山田1744番地１
アークトゥルス203号
債務者　佐熊　　舞（旧姓勝木）
1　決定年月日時　平成27年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第１７２２号
福岡県大野城市上大利３丁目６番10号　ファミールＯＲＩ　103号
債務者　岩村　　渉
1　決定年月日時　平成27年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２７年（フ）第３０３号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町豆田1791番地２
パークサイドＢ―101号、前住所佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野649番地５
債務者　森田　絢子
1　決定年月日時　平成27年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第３０４号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町豆田1791番地２
パークサイドＢ―101号、住民票上の住所佐賀県神埼郡吉野ヶ里町立野649番地５
債務者　森田　唯希
1　決定年月日時　平成27年12月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６１６号
熊本市中央区水前寺６丁目26番17号
債務者　本間　光世
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第６３０号
熊本市中央区萩原町６番６号　アップルハウス南熊本102号
債務者　鶴嶋　哲也（旧姓井口・村田）
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月９日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第６２号
岐阜県可児市今渡1619番地23　ＳＨＩＢＡＴＡ壱番館303、前住所岐阜県可児市広眺ケ丘10丁目78番地
債務者　中村　敏弘
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月10日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２７年（フ）第１４１号
青森県八戸市岬台４丁目１番Ｂ１―14号
債務者　佐藤　洋子
1　決定年月日時　平成27年12月14日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２７年（フ）第４６号
秋田県大仙市大曲浜町１番15―22号
債務者　佐々木裕孝
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２７年（フ）第４７号
秋田県大仙市大曲浜町１番15―22号
債務者　佐々木亜由美
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２７年（フ）第４９号
秋田県大仙市大曲福見町４番３号
債務者　佐藤美智子
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
秋田地方裁判所大曲支部

平成２７年（フ）第２５９号
山梨県甲府市塩部１―13―17　ハイツ第一エコー302、住民票上の住所山梨県甲斐市志田73番地
債務者　芦澤なが子
1　決定年月日時　平成27年12月11日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６４号
三重県伊賀市問屋町14番地の４　マシェーリ203号室、前住所三重県伊賀市上野茅町2686番地の１　ハイツエバーグリーンＢ　203号室
債務者　五十嵐仁美
1　決定年月日時　平成27年12月14日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年２月12日まで
津地方裁判所伊賀支部